

八代市長  
中村博生 様

令和5年7月20日  
八代市厚生会館のホール再開を求める会  
共同代表 丸山久美子  
佐藤士郎  
磯田節子  
甲斐田栄  
木田哲次

## 八代市厚生会館に関する再公開質問状

当会からの「八代市厚生会館に関する公開質問状」に対し令和5年6月8日付でご回答いただき、ありがとうございました。

そのご回答の中で、改修費につきまして「そのほとんどがホールとして再開するために最低限必要な経費や現行法規等に対応するために必要な経費である」とあります。しかし私たちには改修費の具体的な内容について、大きな疑問を持っております。

八代市厚生会館が建築史的にも、その街にとっても、そして市民にとっても価値がある建築物であるという認識は、行政と市民とで共有できていると信じておりますが、そうであるからこそ、こうした建築物への市の対応のありようが問われていると考えます。それを踏まえ、また昨日の経済企業委員会までの6月市議会での議論も参考にして、今回は改修費を中心に改めて何点か再質問させていただきますので、文書でのご回答を宜しくお願ひいたします。なお、回答期限は7月24日(月)を希望いたします。

また、厚生会館のあり方について市民とともに考える場を作っていただきたいこと、いったん立ち止まって検討していただくことを、重ねてお願ひいたします。

### 1. 吊り天井の改修費について

8800万円が計上されていますが、さまざまな工法が研究されている中で、少しでも費用を抑えることのできる他の工法の検討はされたのでしょうか。もし他の工法の検討はしていないということであれば、それはなぜでしょうか。ご説明をお願いいたします。

### 2. 舞台照明のLED化について

舞台照明は、公演等がなければ、毎日、数時間も連続点灯させるものではありません。したがって、耐用年数は20年とされているものの、他の自治体では40年以上もLED化せずに使い

続けている舞台照明の例もあります。改修費として2億6000万円が計上されていますが、先の自治体の例からすれば、前回の照明交換からまだ25年近くは使い続けることが可能ではないでしょうか。また、その方が費用対効果が良いのではないですか。ご見解をお願いいたします。

### 3. 椅子の交換について

椅子の間隔が確かに消防予防条例などの基準に照らして前後で1cm、後列で約10cm不適合であることは、前回の公開質問状への回答で理解しました。しかし、2億2000万円もかけて1脚30万円の椅子に新調するのではなく、リフォームして1cm、10cmずらす方法を考えてはいかがでしょうか。そのやり方では席数が900席となります。乗り込み公演で十分に収益を出しながら運営できる席数といえます。また、30万円というのも高額すぎませんでしょうか。ご説明をお願いいたします。なお、座席の横幅について、確かに市民の一部からはその狭さを指摘する声もありますが、基本的に旅客機の座席と同じ寸法であり、ホール再開のために座席交換が必要不可欠であるとまでは言えないと考えますが、いかがでしょうか。

### 4. エレベーターの新設について

ワンフロアでコンパクトな作りが、厚生会館の特徴です。部分的にスロープを設けたり、あるいは2階にわざわざ行かなくても良いように1階の車椅子用特設スペースを改善したりする方が、財政負担も小さく、合理的ではないでしょうか。2階に行くためのエレベーターがどうしても必要だという理由は何でしょうか。ご説明をお願いいたします。

### 5. 舞台機構設備の改修について

「劣化度等調査報告」には、舞台機構設備改修(ブドウ棚を含む)は含まれておらず、「必要な改修」なのでしょうか。5億5000万円もの高額な費用を計上していますが、この改修の詳細な内容と、実施する理由、5億5000万円の詳細をお示しください。

### 6. 音響設備改修について

これも「劣化度等調査報告」には含まれていませんが、1億5000万円が計上されています。音響設備の更新がなぜ必要なのでしょうか。そもそも厚生会館はホールの構造や仕様が音響施設として特段に優れていることが特徴なのであって、最新の音響機器で電気的に補うことはかえってその特徴を殺してしまい、どこにでもあるホールにしてしまう可能性があります。この点についての市の見解と、音響設備改修の詳細と理由をお示しください。

### 7. 階段手摺の高さについて

「八代市厚生会館の今後の方針」と題された文書において、「4 八代市厚生会館劣化度等調査結果」のうち「ア 建築関係」の「⑦現行の建築基準法等に抵触しており、改修が必要」の項目に「階段手摺の高さを現状の70cmから110cmに嵩上げ改修」とありますが、建築基準法施行令に階段手摺の高さの規定はありません。法令と条文、及び、それにどのように抵触しているのか、ご説明をお願いいたします。

### 8. 舞台床の補修について

上と同じく「ウ 舞台関係」の「② 舞台床のさくられや劣化が激しいため補修及び張替え

が必要」とありますが、「劣化度等調査報告」では「サンダー掛け塗装」が必要とされています。なぜ「張替え」に変更されているのでしょうか。変更理由のご説明をお願いいたします。

#### 9. 「大規模な改修が必要」への表現変更について

「劣化度等調査報告」では「部分的なコンクリートの中性化や軽微なクラック等は確認されたが、(中略)大きな損傷や劣化はない状況である。構造体としては直ちに大規模な改修が必要な状況ではないと判断する」とされています。しかし、令和3年2月26日に開催され、厚生会館のホール再開中止を決定した市の政策会議に提示された資料「八代市厚生会館の今後の方針」では「経年劣化が原因で起こる鉄筋腐食によるコンクリートの爆裂破壊が多数見られるため、外壁やバルコニーの大規模な改修が必要」と書き換えられています(アンダーラインは当会が付記)。このアンダーライン部の大変更はどうして起きたのでしょうか。具体的なご説明をお願いいたします。

#### 10. 建物の耐用年数の回答について

前回の公開質問状に対する6月8日付回答では「なお、建設から既に60年が経過している厚生会館につきましては、(中略)20年後、80年を経過した施設として安全を確保するため、さらなる投資が必要」と説明されていますが、これは厚生会館を改修しても、20年後には再投資が困難であり、解体せざるを得ないかのような表現です。耐用年数の定義には「法定耐用年数」と、実際の「寿命」である「物理的耐用年数」があります。「法定耐用年数」はあくまでも課税の基本であり、寿命のことではありません。鉄筋コンクリート部の「物理的耐用年数」は、コンクリートの酸性雨による中性化深度で決まります。「劣化度等調査報告」では「中性化深度がほとんどゼロで、3階の一部に劣化が見られた」とあります。これは驚異的な数値です。この数値から見て、20年後の80年目に劣化が急激に進むとは考えられません。20年後に「安全を確保するため、さらなる投資が必要」という根拠と、その際に想定される費用についてご説明をお願いいたします。

#### 11. 厚生会館での公演等における駐車場不足とされる件について

「文化ホール等あり方検討に関する市民アンケート調査結果」では、「免許を返納したので、行かなくなった」などの声もありましたが、拾い上げられていません。また、実は厚生会館周辺は現在、新しい市役所の駐車場もでき、市の施設が有する、市民が無料で使える駐車場の集中地帯となっています。それでも、駐車場は不足でしょうか。駐車場不足問題が解消されていないとする根拠について、ご説明をお願いいたします。

#### 12. これまでの厚生会館の運営について

かつて厚生会館が自主興行や乗り込み興行などによって黒字だった時期がありました。それが赤字に転落してから相当な年月が経っています。この「相当な年月」の期間、文化・芸術や興行、ホール運営に関心や意欲のある担当職員が厚生会館に何人いたのでしょうか。一般の行政職員が数年おきに通常の人事異動で担当し、そうした知識や意欲、アイデアを持つ専門職員もいないまま運営することになったことが、厚生会館が赤字転落し、その状態が長期間、改善されないでいた現状の大きな要因の一つと考えます。この点について、市として

何か振り返ることはないでしょうか。ご見解をお願いいたします。

#### 13. JR新八代駅周辺再開発について

一国二城の城下町の歴史を今に伝える本町周辺地区は、城跡や名勝、神社仏閣と厚生会館はじめ近現代の名建築としての文教施設が並び、妙見祭の祭礼行事、茶道や能楽をはじめとする市民の伝統的な営みや文化活動とが一体となって、八代市固有の文化資産を形成しています。こうした歴史・文化ゾーンから、これまで八代市を代表していた文化ホールを切り離してしまうことは是非、また、影響の大きさを、どのように検討されたのでしょうか。また、そのホールをスポーツ・物流拠点という位置付けにも見える新八代駅周辺に分離移動させることが、八代市のグランドデザインとして本当に有効なのかどうか、合わせてご説明をお願いいたします。

#### 14. 文化コンベンションセンター(仮称)について

収容人数的に見ても「大規模なコンサートやスポーツイベントなども開催可能な2000席以上のアリーナ」がメインとなる複合施設ということだと理解しています。ただ、八代市内にはすでに「アリーナ」を冠する「トヨオカ地建アリーナ(八代市総合体育館)」があり、その大体育室の収容人数は4328人(移動座席を含む)です。文化コンベンションセンター(仮称)が完成した際には、この「トヨオカ地建アリーナ」はどのような位置づけになるのでしょうか。また「トヨオカ地建アリーナ」からの「機能移転」ということは特ないのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

#### 【付記】

ご回答につきましては、当会事務局の笠井(電話090-4929-8853)にご連絡をいただければ、受け取りに参ります。